光町広報

町税納期が変りました　町税条例の一部改正に伴なつて納期が次のとおり変更されました。

固定資産税		軽自動車税
第1期	4月1日～4月30日	全期
第2期	7月1日～7月31日	4月1日～4月30日
第3期	9月1日～9月30日	
第4期	11月1日～11月30日	

なお今年度から「4連式納付書」使用となりました。受取つた令書は大切に保存して令書記載の納期にはお忘れなく納税してください。

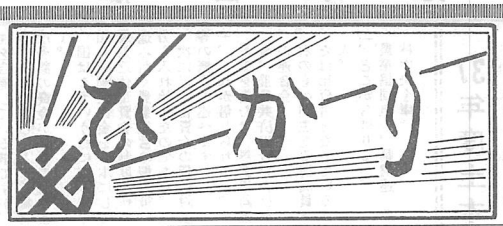

祝祭日には
国旗を掲げましょう

発行所　光町役場
匝瑳郡光町宮川5,454の5
電話横芝242―243

昭和37年度当初に

町長　深田三郎

昭和三十七会計年度の始めに当りまして、本年度予算について少しく所信を述べ町民各位の御協力を賜りたいと思います。

予算編成に当つて一番重要なことは、限られた財源をもつて最大の効果を挙げ住民の福祉向上を図り健全なる行、財政運営を期することであります。

本町の昭和37年度の予算編成に当つてもこのことには充分意を用いたことは申すまでもありません。町民各位も自分達の納めた血税がどのように使用されるかは大きい関心を寄せられるところでありましょう。執行者としてもこれを如何に効率的に運用していくか町政の良否は一にかかつてここにあるわけで最大の努力を払わなければならないところであります。

さて一昨年着工いたしました統合中学校の建設もいよいよ最終年次に入り一般校舎二二〇坪の建築と併せて屋内体育館二〇〇坪の建築を実施する予定であります。一般校舎は御承知のとおり既に生徒も収容されており、第三期工事も着工いたしておりますのでこの夏頃までには総延坪数九六五坪の近代的な校舎が完成し名実ともに県下に誇る教育の殿堂となるわけであります。

本年度の事業費は二四三〇万円で予算総額の二八%を占めるものでこの教育施設の整備拡充は本年度も又最重点施策であります。一方新町建設計画及び新農計画に策定されている多くの事業についても充分検討し考慮したことは勿論であります。特に新農計画によつて青年研修所を本年度建築いたします。これは他産業に比して立遅れている農業経営を近代化することは最も重要なことで近次その方向に向つての研修意欲は著しいものがあります。このため青年、婦人の集団活動の利用に供し農業に関する知識の涵養、生活改善の向上を図り地域農業の振興を期する目的のものであります。規模は本造平家建の八五坪で講堂、宿泊設備を整えたもので総事業費は四〇〇万円であります。

このように大きな事業を実施してなお自治体の効率的な運営を図るには冗費は勿論一般経常経費の節減に努めなければなりませんが又一方では収入の増加を図ることも当然考へなければなりませんが本町の財政は地方交付税に依存する度合が高く、その他の収入により多く期待いたしたいのでありますが現状はすこぶる貧弱であります。従つて昭和三十七年度の予算編成に当つては経常経費の圧縮と重点投資を基本方針とし重要施策の遂行に努力するものでありますが何にいたしましてもこれらの施策を充分になしとげるには町民各位の絶大なる御支援と御協力を頂かなければ至難なことであります。

不肖私も前に述べたことがあろうかと思いますが町を愛することには何人にも劣らない自信をもつております。より以上明るい住みよい郷土の建設に誠実をもつてことに当る所存でございます。

相変らずの御指導と御支援を御願いする次第であります。

議会だより

町議会定例会が去る三月十二、十三の両日招集開会され次の各議案が付議されそれぞれ原案通り可決された。

議　案

一、光町消防団員等公務災害補償条例の制定について
二、光町火災予防条例の制定について
三、光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
四、光町国民健康保険東陽病院使用料条例の一部を改正する条例の制定について
五、消防団員等公務災害補償責任共済契約締結について
六、光中学校建設事業費債について
七、場施設整備事業費起債について
八、一時借入金について
九、昭和三十六年度光町国保、特別会計、追加更正予算議定の件
一〇、昭和三十七年度一般会計及び国保、と算議定の件
一一、光町農業労働力調整協議会条例の制定について
一二、光町有線放送電話業務に関する条例の制定について
一三、光町有線放送電話業務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

光中学校統合校舎 第2期工事完成

＝3月10日 全中学生入校＝

光中統合校舎第2期工事は37年1月31日完成しました。全生徒の収容に備えて内部の整備、自転車置場、外便所の設置等成はこの間、先生生徒が寒風の中を校庭の植樹、旧校舎から器具の移転と涙ぐましい努力を続け、3月10日一せいに全中学生三六四人が新装なった校舎に入校しました。

36年度卒業生は、わづか10日ではありましたが、待望の新校舎で学習し巣立っていった訳であります。

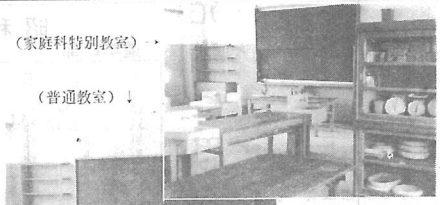
(家庭科特別教室)→

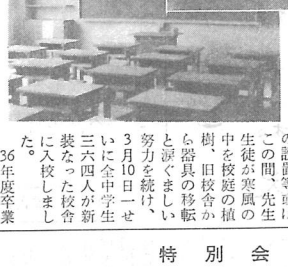
(普通教室)↓

1期・2期合計の施設

校地	約13,700坪
建物	744坪
(内訳)	
普通教室	16室
特別教室	5室
職員室	1
校長室	1
保健室	1
宿直室	1
用務員室	1
放送室	1
印刷室	1
給食エレベーター	1基
校内便所	男女各 6室
その他	
外便所	男女各 1ケ所
自転車置場	2棟
(500名収容可能)	

37年度の主な事業

名	事業費	備考
光中学校建設事業	千円 24,290	一般校舎第3期工事 鉄筋三階建延220坪 屋内体育館鉄骨建200坪
青年研修所建設事業	4,000	木造平家建85坪 講堂100人宿泊50人収容
東陽小給食室新築事業	1,260	木造平家建 25坪
道路維持改修事業	5,110	通学道路を重点に実施する
県道舗装工事負担金	661	役場前300m舗装工事(県事業)負担金
保育所児童措置費	3,460	日吉中央白浜保育園の児童180人対象
環境衛生事業	881	はえか駆除を部落単位に実施
土地改良事業	360	下部地区土地改良基本調査助成費
通学費助成	750	中学校1年生の5科以上に通学する生徒の保護者に補助

昭和37年度一般予算

才入　(注　○印は減)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	構成比
町税	22,530,400	21,478,100	552,300	26.32
2 地方交付税	27,700,000	21,500,000	6,200,000	32.36
3 公営企業及財産収入	2,504,000	504,000	2,000,000	2.93
4 分担金及負担金	855,400	761,205	84,645	1.00
5 使用料及手数料	2,891,600	2,892,240	○640	3.38
6 国庫支出金	15,691,600	16,156,250	464,650	18.33
7 県支出金	1,341,100	844,865	546,235	1.63
8 寄附金	343,000	401,000	○8,000	0.46
9 繰入金	1,000,000	2,000,000	1,000,000	1.17
10 繰越金	200,000	100,000	100,000	0.23
11 雑収入	936,700	5,581,540	○4,644,840	1.09
12 町債	9,500,000	13,000,000	○3,500,000	11.10
計	85,594,300	85,719,200	○124,900	100.

才出

	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	構成比
ミ費	1,947,200	1,271,200	676,000	2.27
易費	15,188,800	12,260,000	2,928,800	17.75
防費	2,200,700	2,084,800	110,900	2.57
木費	6,314,770	5,000,000	1,314,770	7.38
育費	34,374,740	41,962,660	○7,582,920	40.17
及労働施設費	4,416,020	8,007,400	○3,541,380	5.16
建衛生費	1,850,640	2,229,440	○378,800	2.16
業経済費	11,473,000	6,558,400	4,414,600	13.40
産費	185,000	235,000	○50,000	0.22
統計調査費	299,100	296,000	3,100	0.35
11 選挙費	557,200	161,200	396,000	0.65
12 公債費	3,640,400	2,462,100	678,300	4.25
13 諸支出金	2,794,400	2,386,000	403,400	3.26
14 予備費	347,330	300,000	47,330	0.41
計	85,544,300	85,714,200	○124,900	100.

特別会計

	才入	才出
国保特別会計(事業勘定)	26,414,400	26,414,400
国保特別会計(施設勘定)	44,749,740	44,749,740
と場特別会計	13,010,000	13,010,000
有線放送特会別計	2,406,280	2,906,280

8,560万円

昭和37年度予算

昭和三十七年度一般会計他四特別会計予算が三月十二日召集された定例議会で慎重審議され夫々別掲のとおり可決成立いたしました。

本年度予算は前年と比較してほぼ同額になりましたことは誠に御同慶に堪えません。益々町発展のために御理解ある御協力を御願いするものであります。

●日の丸物語り

国旗日の丸は、正しくは日章旗。古来日本民族は日を敬い愛する習慣があった。後醍醐時代村上義光の死守した締旗も日月の旗、戦国時代上杉謙信、武田信玄或は豊臣秀吉らは「日の丸」を旗印とした。幕末に島津斉彬の建言で「大船製造に付ては異国船にまされざるよう一白地日の丸幟相用いる様」と命じた。一八七〇年大政官布告で正式に国旗に制定された。正規寸法は白地の縦横比7＝10赤丸の直経は白地の巾の五分の三その位置は中心よりとなっている。掲げ方は、家から向って右側旗竿によるとなっている。掲げ方は、家から向って右側とするのが立て前。
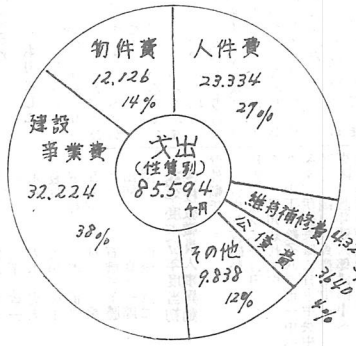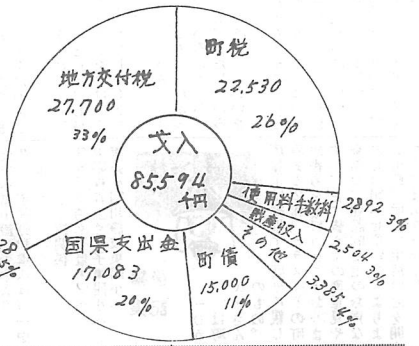
昭和37年度一般会計予算